

臨時休業中の生活心得

鳥取県立鳥取商業高等学校

1 日常生活について

- 伝統ある鳥取商高の生徒として、規則正しい生活を心がけること。
- 自らを律し、生活環境を整え、公共道徳を守り、責任ある行動を心がけること。

2 学習および部活動について

- 自分の将来を見据え目標を設定し、取得したい資格について真剣に考えて学習に取り組むこと。

【参考】※取得までに要する平均学習時間

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| ・日商簿記3級 50時間 | ・日商簿記2級 250時間 | ・日商簿記1級 800時間 |
| ・1級建築士 1500時間 | ・税理士 5000時間 | ・弁護士 8000時間 |

- 休み明けに実施される実力テストに向けて十分な学習を行っておくこと。

○ 部活動は原則禁止とする。ただし、各自可能な範囲で体力の維持に努めること。

3 安全について

- 現代社会は、あらゆるところに危険が潜んでいる。あらゆる危険を予測し、行動すること。また、自ら危険を誘発する行為は厳に慎むこと。
 - ① 交通法規・交通道徳を遵守し、交通安全に十分留意すること。以下の項目は危険だけでなく処罰の対象となるので留意すること。
二人乗り、傘差し運転、並列運転、運転時の携帯電話等の使用、有効な警音器を備えていない自転車の運転、無灯火運転、信号無視、一時無停止。
 - ② 不審者被害、交通事故等トラブルに巻き込まれた場合はすぐに警察、学校（0857-28-0156）まで連絡をすること。
 - ③ 携帯電話・スマートフォンに関するトラブルが多発している。これらの使用に関しては細心の注意を払うこと。

4 健康について

- 臨時休業中も朝食を食べ、睡眠を十分にとって生活リズムを整え、体力の養成に努めること。
- 不要不急の外出や人ごみ繁華街への外出はできるだけ控えること。
- 手洗いうがい、マスクの着用など感染症予防に努めること。

5 守るべき事項について

- 下記の事項は、遵守すること。違反は、特別指導の対象とする。
 - ① 飲酒・喫煙等は絶対にしないこと。全国的に高校生を中心とした未成年者の薬物乱用が激増し、社会問題となっている。断固拒絶する強い意志を持つ。
 - ② 窃盗（万引き・置き引き等）は重犯罪、学校の特別指導だけでなく、刑罰の対象となる。
 - ③ 自動車・自動二輪・原付自転車等の運転免許を取得しないこと。
 - ③ 次の場所へは出入りを禁じる。
パチンコ店等の遊技場、居酒屋等酒類を提供する酒場等
 - ④ 臨時休業中のアルバイトは禁止とする。
(状況が変わり次第、春季休業中のアルバイトについては連絡をする。)
 - ⑤ 午後10時以降の外出は禁止する。また、外出する場合は、行き先・帰宅時間を保護者に伝えること。

○ 保護者の皆様へ

学校では上記のとおり指導しております。下記の禁止条項に特にご留意いただき、ご家庭でもご指導いただきますようお願いいたします。

- ① 無断アルバイト
- ② 深夜徘徊(午後10時以降)
- ③ 禁止場所への出入り

御理解・御協力をいただき、休業中の指導に万全を期していただきますようお願いいたします。